

水防災意識社会再構築協議会（大淀川下流）

日時：平成28年6月1日（水）

11：00～

場所：宮崎河川国道事務所 別館3階会議室

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- 1) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組について
- 2) 水防災意識社会再構築協議会（大淀川下流）規約（案）の確認
- 3) 現状の水害リスク情報について
- 4) 現状の減災に関わる取組状況等について
 - ①洪水予報・避難勧告等の流れ
 - ②「水害に強い地域づくりのあり方について」（提言）について
 - ③提言を踏まえた取組状況
 - ④平成17年激特事業について
 - ⑤今後の河川整備について
- 5) 減災のための目標（案）について
- 6) 今後のスケジュールについて

4. その他

5. 閉会

「水防災意識社会 再構築ビジョン」 に基づく取組について

- 浸水は約40km²と広範囲に及び、宅地及び公共施設等の浸水が概ね解消するまでに10日を要した。
- 約4,300人が救助されるなど、避難の遅れや避難所の孤立化が発生。

鬼怒川下流域における一般被害の状況

項目	状況等
人的被害	死亡2名、重症2名、中等症11名、軽症17名
住宅被害	床上浸水 4,400件 床下浸水 6,600件
救助者	ヘリによる救助者数 1,343人 地上部隊による救助者数 2,919人
避難指示等	①避難指示 11,230世帯, 31,398人 ②避難勧告 990世帯, 2,775人 (※29日16時現在)
避難所開設等	避難者数 1,786人 (市内避難所 840人, 市外 946人) (※18日11時現在)

(茨城県災害対策本部 10月1日16時以前の発表資料より常総市関連を抜粋)

最大60台の排水ポンプ車で24時間排水を行い約10日間排水を実施



氾濫流による家屋の倒壊・流出



平成 27 年 12 月 11 日
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局**「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定しました**
～今後概ね5年間で「水防災意識社会」を再構築します～

平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の革新による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。

この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととしました。

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、以下のハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進します。

- ・「住民目線のソフト対策」
- ・「洪水を安全に流すためのハード対策」
- ・「危機管理型ハード対策」

添付資料

- 資料 1：水防災意識社会 再構築ビジョン
 - 資料 2：大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について
～社会意識の革新による「水防災意識社会」の再構築に向けて～
 - ・ 答申概要
 - ・ 答申本文
- ※答申の審議過程及び公表資料等は以下のリンク先をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/daikibohanran/index.html

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課

(資料1について) 河川技術調整官 奥田 晃久 [内線:35313]

河川企画係長 三國谷 隆伸 [内線:35333]

直通電話 03-5253-8443

(資料2について) 河川計画調整室 課長補佐 浦山 洋一 [内線:35372]

直通電話 03-5253-8445

代表電話 03-5253-8111

FAX 03-5253-1602

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

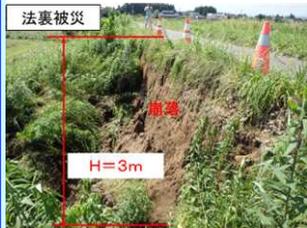
主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

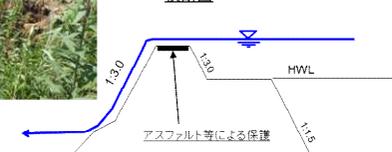
- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>



法裏被災
天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護
(鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨)

横断面



<洪水を安全に流すためのハード対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 - ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



家屋倒壊等氾濫想定区域※

※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

住民目線のソフト対策

○水害リスクの高い地域を中心に、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信など、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう住民目線のソフト対策に重点的に取り組む。

リスク情報の周知

○立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 ⇒平成28年出水期までに水害リスクの高い約70水系、平成29年出水期までに全109水系で公表



○住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 ⇒「水害ハザードマップ検討委員会」にて意見を聴き、平成27年度内を目途に水害ハザードマップの手引きを作成

○不動産関連事業者への説明会の実施
 ⇒水害リスクを認識した不動産売買の普及等による、水害リスクを踏まえた土地利用の促進

事前の行動計画、訓練

- 避難に着目したタイムラインの策定
- 首長も参加するロールプレイング形式の訓練



⇒平成28年出水期までに水害リスクの高い約400市町村
 平成32年度までに全730市町村で策定

避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

スマホ等で取得



洪水予報等の情報をプッシュ型で配信



自分のいる場所の近傍の情報

ライブカメラ
 高代橋

自分のいる場所

詳細な雨量情報

河川水位

⇒平成28年夏頃までに洪水に対しリスクが高い区間において水位計やライブカメラを設置
 ・平成28年出水期からスマートフォン等によるプッシュ型の洪水予報等の配信を順次実施

洪水を安全に流すためのハード対策

平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえて設定した、堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策に関し、優先的に対策が必要な区間約1,200kmについて、平成32年度を目途に、今後概ね5年間で対策を実施する。

パイピング、法すべり

↓
漏水対策(浸透含む)

L=約360km(堤防への浸透対策)
L=約330km(パイピング対策)

- ・過去の漏水実績箇所等、浸透により堤防が崩壊するおそれのある箇所
- ・旧河道跡等、パイピングにより堤防が崩壊するおそれのある箇所



鳴瀬川支川吉田川(宮城県)

流下能力不足

↓
堤防整備・河道掘削

L=約760km

- ・堤防高が低い等、当面の目標に対して流下能力が不足している箇所
(上下流バランスを確保しながら実施)



利根川支川鬼怒川(茨城県)

水衝・洗掘

↓
侵食・洗掘対策

L=約110km

- ・河床が深掘れしている箇所や水衝部等、河岸侵食・護岸欠損のおそれがある箇所



阿武隈川支川荒川(福島県)

優先的に対策を実施する区間L=約1,200km

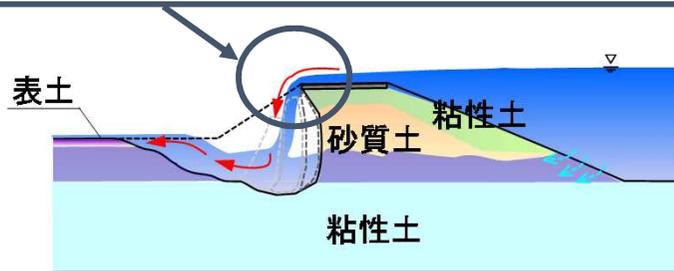
※各対策の延長は重複あり

危機管理型ハード対策

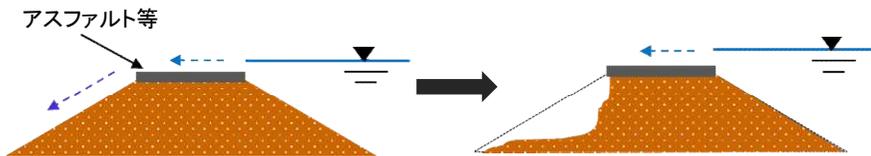
氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策を平成32年度を目途に、今後概ね5年間で実施する。

堤防天端の保護

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



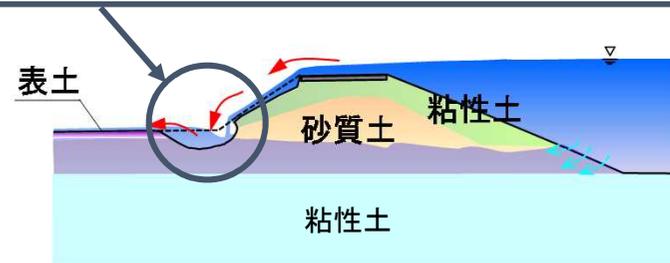
堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。



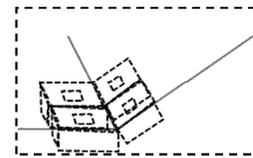
約1,310km

堤防裏法尻の補強

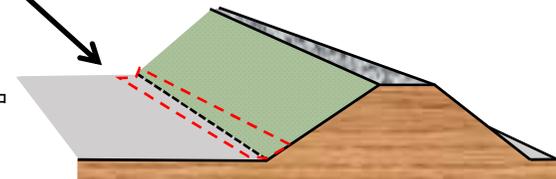
裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防裏法尻をブロック等で補強



※ 具体的な工法については検討中



約630km

対策を実施する区間L=約1,800km

※各対策の延長は重複あり

平成 28 年 1 月 18 日

国水河計第 77 号

九州地方整備局長 殿

水管理・国土保全局長

(公 印 省 略)

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成 32 年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととする。

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- ・優先的に整備が必要な区間における「洪水を安全に流すためのハード対策」の着実な推進
- ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

については、今後、各地域において、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、これらのハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進されたい。

貴職におかれては、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対し、本通知を周知されたい。

水防災意識社会再構築協議会（大淀川下流）規約（案）

（名称）

第1条 本協議会は、水防災意識社会再構築協議会（大淀川下流）（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 1 台風などの出水による甚大な被害に対処するため、大淀川下流域における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による水害に強い地域づくりの推進を図る。
- 2 平成24年7月九州北部豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害が頻発していることを踏まえ、国、県、市町が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 二 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 三 事務局は、第1項による者のほか、必要に応じてアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 二 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 三 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 四 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 五 事務局は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水による浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び水防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

二 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

二 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

二 事務局は、九州地方整備局宮崎河川国道事務所調査第一課とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、委員会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年6月1日から施行する。

水防災意識社会再構築協議会(大淀川下流) 委員名簿

機 関 名	所 属 等	氏 名
国土交通省 宮崎河川国道事務所	事務所長	鈴木 彰一
気象庁 宮崎地方气象台	台長	小泉 岳司
宮崎県 総務部 県土整備部	危機管理局長兼危機管理課長	平原 利明
	河川課長	阿佐 真一
宮崎市	市長	戸敷 正
国富町	町長	河野 利美
綾町	町長	前田 穰

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授

杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所

調査第一課

水防災意識社会再構築幹事会(大淀川下流) 幹事名簿

機 関 名	所 属 等	氏 名	
国土交通省 宮崎河川国道事務所	副所長	飯田 茂幸	
	工務第一課長	仲武 浩仁	
	河川管理課長	工藤 秀樹	
	調査第一課長	東 和彦	
	宮崎出張所長	中村 豊樹	
	高岡出張所長	川添 義弘	
	本庄出張所長	長田 茂美	
気象庁 宮崎地方气象台	次長	関根 健二	
宮崎県	総務部	危機管理局危機管理課長補佐	佐藤 知徳
	県土整備部	河川課長補佐	小倉 弘康
	宮崎土木事務所	河川砂防・都市公園課長	奥松 秀樹
	高岡土木事務所	工務課長	井野 隆博
宮崎市	危機管理課長	岡田 繁樹	
	土木課長	長友 浩一	
	消防局警防課長	日高 俊郎	
国富町	総務課長	日高 利夫	
	都市建設課長	武田 孝章	
綾町	総務税政課長	中藺 兼次	
	建設課長	行田 明生	

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授

杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所

調査第一課

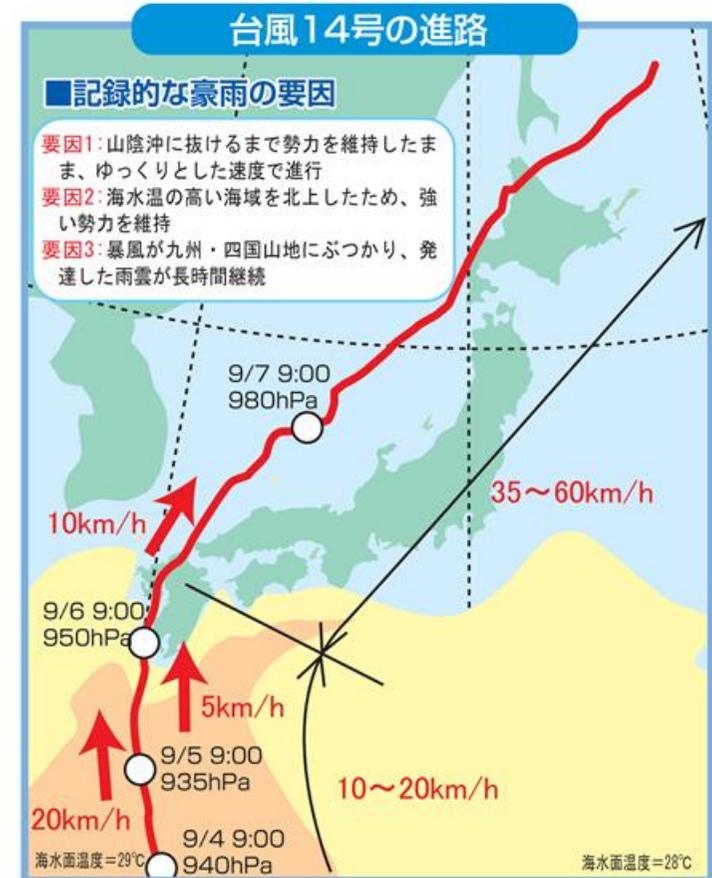
現状の水害リスク情報について

平成17年9月6日、私たちのふるさとを襲った台風14号。

平成17年9月6日、大型で非常に強い台風14号は宮崎県内を暴風雨域に巻き込みながら、九州の西の海上をゆっくりとした速度で通過し、県内に記録的な豪雨をもたらしました。

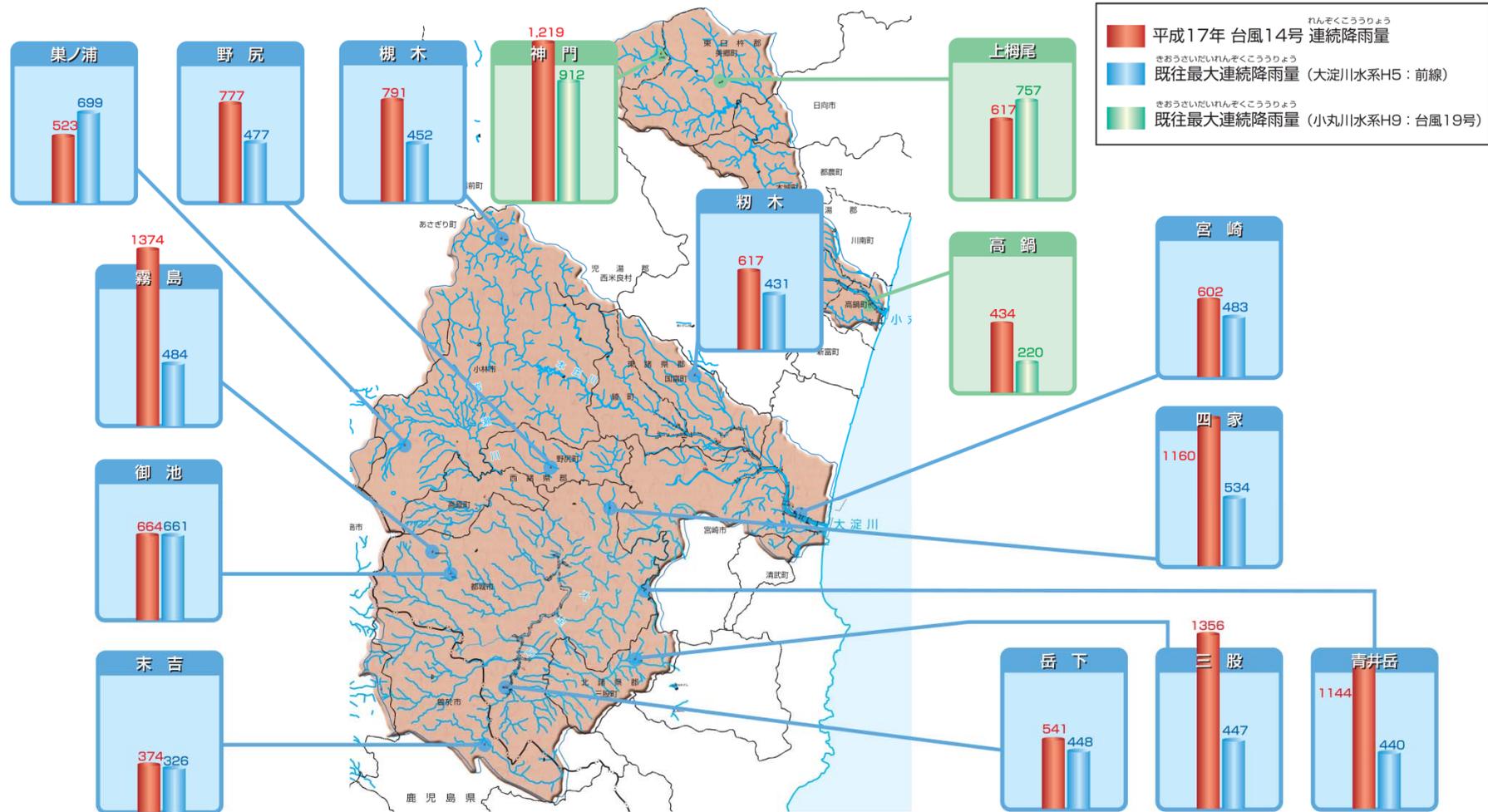
宮崎県南部は5日午後6時に暴風域に入り、大淀川水系三股雨量観測所で1,356mm、小丸川水系神門雨量観測所で1,219mmに達するなど、**3日間で年間降水量の1/3を超える大雨を記録**しました。

このため大淀川・小丸川水系の各河川においては河川整備の基本となる「**計画高水位**」を上回る洪水となり、宮崎市、都城市、高鍋町などで多くの家や田畑が浸水などによる被害を受けました。



現状の水害リスク情報 (①平成17年台風の被害)

さい だい う りょう
**大淀川と小丸川の最大雨量を比べると、
 台風14号はそれまでの記録の約1.5倍の雨をもたらしました。**

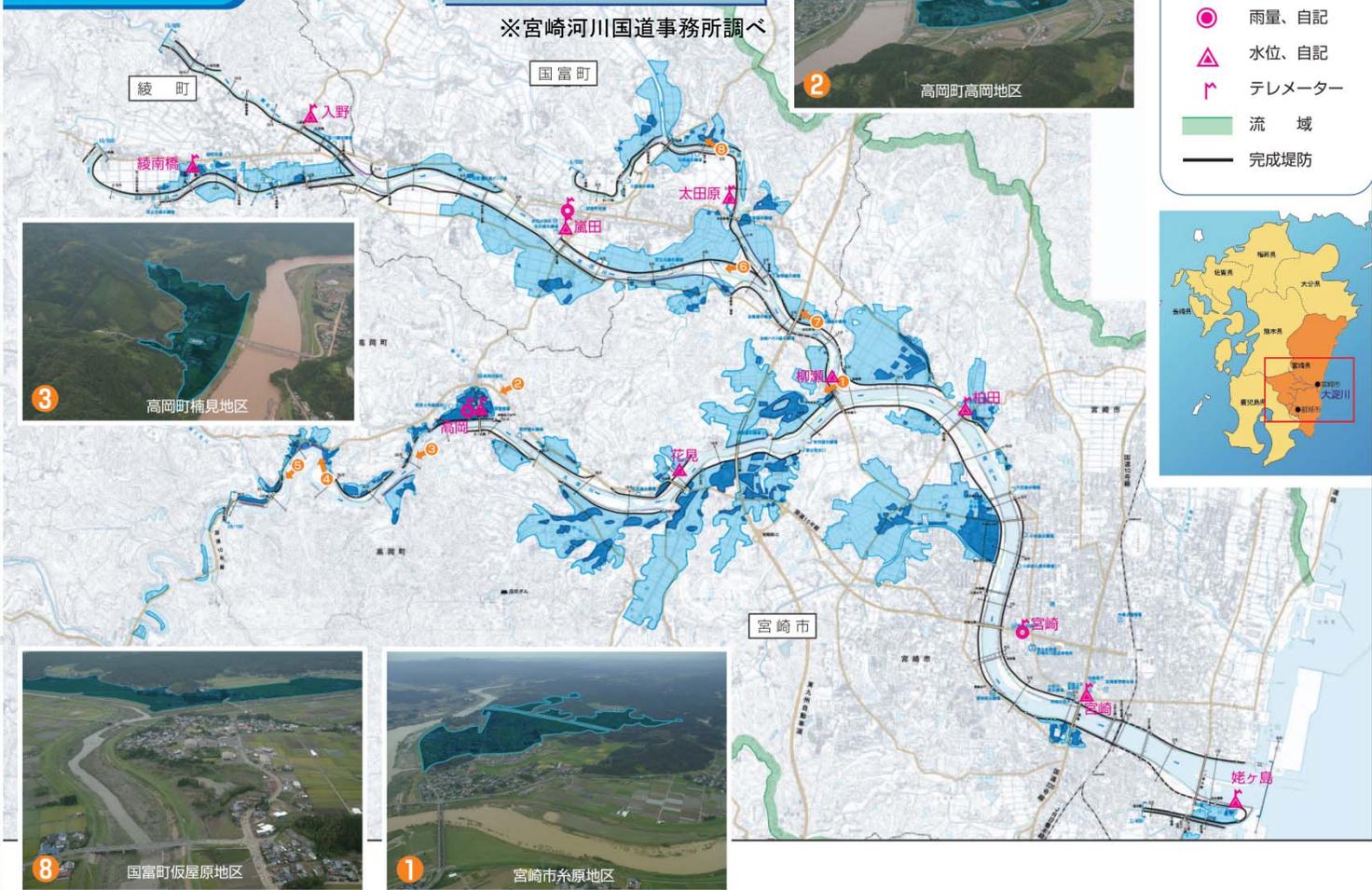


現状の水害リスク情報 (①平成17年台風の被害)

おおよど がわ すい けい おおよど がわ か りゅう しゅつ すい じょうきょう しん すい ひ がい 大淀川水系大淀川下流の出水状況と浸水被害



浸水区域図



浸水面積	2,166ha
床上浸水	3,697戸
床下浸水	786戸



凡例

- 床上浸水
- 床下浸水
- 雨量、自記
- 水位、自記
- テレメーター
- 流域
- 完成堤防



宮崎市の被災状況①



宮崎市吾妻町 大淀川左岸 (2k800)



宮崎市下小松 支川大谷川 油出橋下流



宮崎市下小松 県道17号をのぞむ
大淀川右岸 (8k700)



医療機関の浸水(宮崎市提供)

宮崎市の被災状況②



宮崎市富吉 富吉浄水場 大淀川右岸 (15k300)



高岡町飯田 高岡警察署 大淀川左岸 (21k200)



高岡町五町 主要道日南高岡線 大淀川左岸 (21k400)



高岡町赤谷 国道10号 大淀川左岸 (26k000)

現状の水害リスク情報 (①平成17年台風の被害)

国富町、綾町の被災状況



国富町本庄 深年川右岸(1k200)



国富町仮屋原 深年川左岸(4k200)



綾町入野 本庄川左岸(11k800)

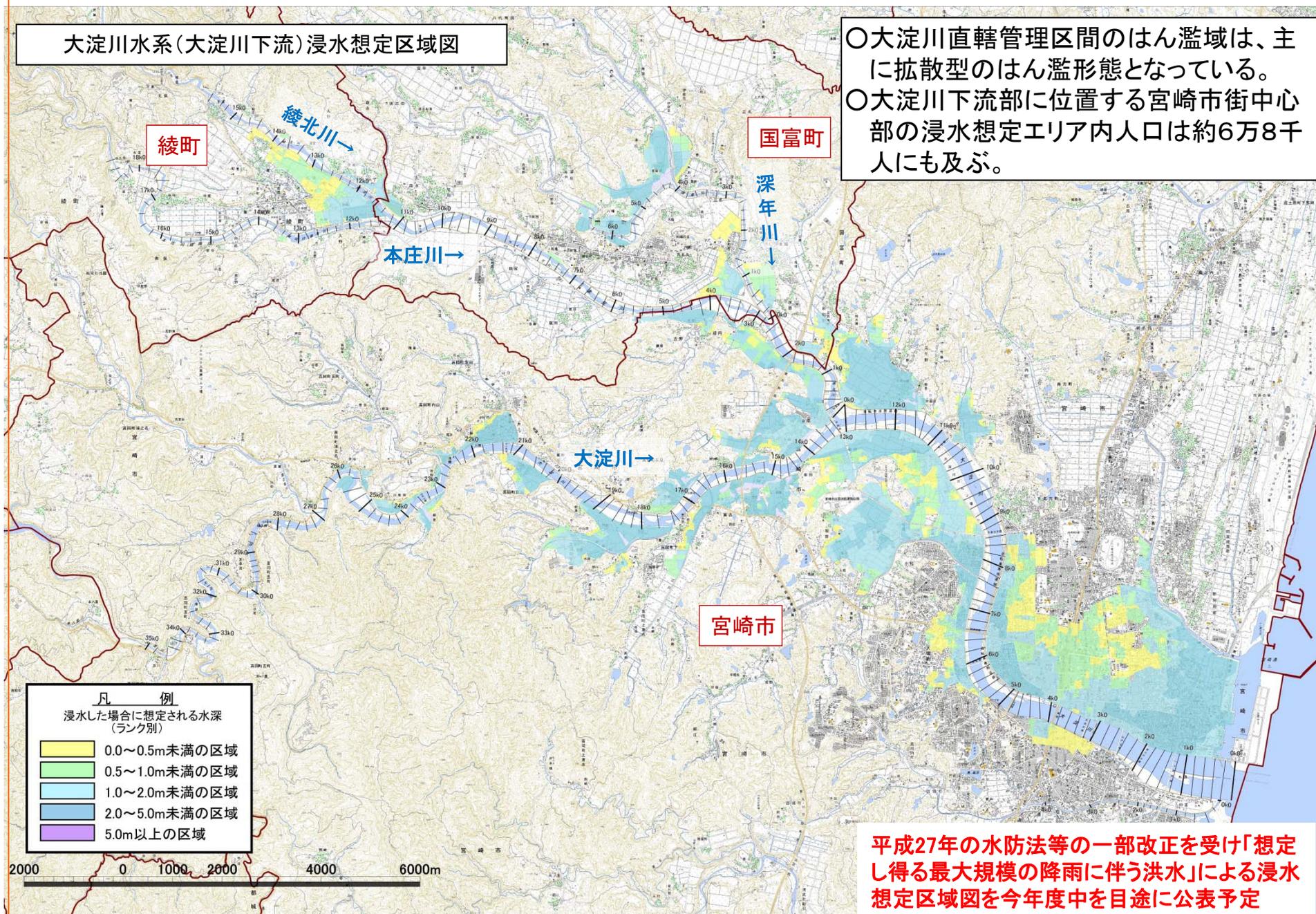


綾町南俣 本庄川左岸(13k600)

現状の水害リスク情報 (③浸水想定区域)

大淀川水系(大淀川下流)浸水想定区域図

○大淀川直轄管理区間のはん濫域は、主に拡散型のはん濫形態となっている。
 ○大淀川下流部に位置する宮崎市街中心部の浸水想定エリア内人口は約6万8千人にも及ぶ。



平成27年の水防法等の一部改正を受け「想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水」による浸水想定区域図を今年度中を目途に公表予定

現状の水害リスク情報 (④洪水ハザードマップ等)

国富町



国富町ハザードマップの概要
 この国富町ハザードマップは、台風や豪雨に備え、洪水警戒区域と土砂災害警戒区域及び河川氾濫危険区域(「河川氾濫危険区域」)システムによって作成したものです。
 洪水警戒区域は、国土交通省河川川区画整理計画(平成16年7月31日に公表した)取組洪水警戒区域をもとに記してあります。
 土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法により国が指定した区域を国が指定するよう定められており、市が指定する区域とは異なります。
 指定避難所は、各公民館等を置き平成23年1月現在、町内に19の所あり、名称は別紙のとおりです。
 このマップに記載する情報はあくまで目安であり、絶対に避けるものではありませんし、絶対以上の被害発生の可能性を排除するものではありません。

指定避難場所一覧

- ① 国富町農村環境改善センター …… TEL:76-2361
- ② 国富町中央体育館 …… TEL:76-2361
- ③ 国富町武道館 …… TEL:76-2361
- ④ 国富町立 永庄中学校 …… TEL:76-2567
- ⑤ 国富町立 水瀬中学校 …… TEL:76-2568
- ⑥ 国富町立 八代中学校 …… TEL:76-2568
- ⑦ 国富町立 本庄小学校 …… TEL:76-2563
- ⑧ 国富町立 山本小学校 …… TEL:76-2564
- ⑨ 国富町立 水瀬小学校 …… TEL:76-2558
- ⑩ 国富町立 八代小学校 …… TEL:76-2558
- ⑪ 国富町北郷体育館 …… TEL:76-2361
- ⑫ 国富町南郷体育館 …… TEL:76-2361
- ⑬ 国富町農業者トレーニングセンター …… TEL:76-2361
- ⑭ 国富町福祉体育館 …… TEL:76-2361
- ⑮ 国富町地区農業者訓練センター …… TEL:76-2361
- ⑯ 水瀬地区農業者訓練センター …… TEL:76-2361
- ⑰ 本庄東部体育館 …… TEL:76-2361
- ⑱ 宮崎県立本庄高等学校 …… TEL:76-2048
- ⑲ 国富町川南地区健康増進センター …… TEL:76-2361

災害緊急連絡先

- 国富町役場 …… TEL:76-3111
- 火災・救急通報 …… TEL:119
- 宮崎市北消防署 西部出張所 …… TEL:76-4664
- 災害案内テレフォンガイド …… TEL:0180-999-099
- 高岡警察署 …… TEL:82-4110
- 国富交番 …… TEL:76-2110
- 木脇駐在所 …… TEL:76-2591
- 八代駐在所 …… TEL:76-2621
- 北郷駐在所 …… TEL:76-5204
- 九州電力宮崎営業所 …… TEL:24-2131
- 国土交通省本庄出張所 …… TEL:76-2179
- 宮崎県高岡土木事務所 …… TEL:82-1156

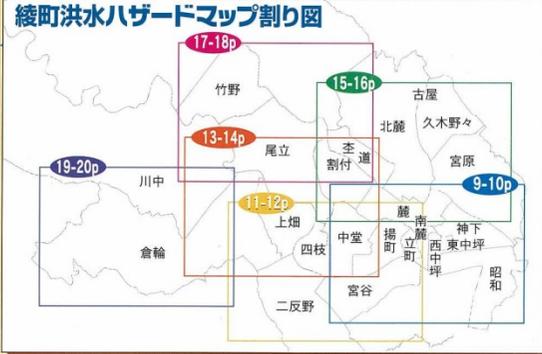
凡例

- 市町村界 …… (赤い点線)
- 東九州自動車道 …… (赤い実線)
- 地方道(県道) …… (黒い実線)
- 河川 …… (青い実線)
- 防災ヘリポート …… (Hのマーク)
- 役場 …… (丸のマーク)
- 医療施設(診療科) …… (+のマーク)
- 消防署 …… (消防のマーク)
- 指定避難所 …… (赤い丸のマーク)
- 既往浸水被害区域 …… (水色の塗り)
- 土砂災害警戒区域 …… (黄色い塗り)

現状の水害リスク情報 (④洪水ハザードマップ等)

綾町

綾町洪水ハザードマップ全体図



この綾町洪水ハザード(避難)マップは、台風や豪雨によっておこるであろう、綾町の浸水想定区域や土石流などの危険箇所を示しています。また、災害時に町からの避難指示や自主避難をおこなう際の避難所や避難地も表示しています。なお、この浸水想定区域は、合流河川や分流河川の氾濫、想定を超える降雨、内水による氾濫の影響等を考慮していませんので、この浸水区域以外においても浸水が発生する場合や、想定される水深が異なる場合があります。ご自分の家がどの位置にあり、どこへ(避難所・避難地)どのような経路で避難すればよいか確認しておきましょう。

- | | |
|-----------------|--|
| 重要水防箇所 | 重要水防箇所について |
| ■ 最も重要な区間 (A) | 背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設(主要道路等)があり大きな被害が予想される箇所です。 |
| ■ 重要な区間 (B) | |
| 土砂災害危険箇所 | 土砂災害危険箇所について |
| ■ 土石流危険区域 | 宮崎県が危険箇所としている、かけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害が想定された箇所です。 |
| ■ 土石流危険渓流 | |
| ■ 地すべり危険箇所 | |
| ■ 急傾斜地崩壊危険箇所 | |

凡例		浸水想定区域 浸水深の色の見方	
	主要地方道		浸水が5.0m以上の区域
	一般県道		浸水が2.0~5.0m未満の区域
	主な町道		浸水が1.0~2.0m未満の区域
	行政機関		浸水が0.5~1.0m未満の区域
	警察署		浸水が0.5m未満の区域
	地区避難所(一次)		国土交通省直轄管理区間
	指定避難所(二次)		平成17年9月出水時に浸水した区域
	地区・指定避難所		
	避難地		

7 綾町洪水ハザードマップ

綾町洪水ハザードマップ 8

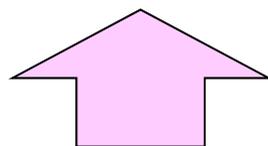
現状の減災に関わる取組状況等について

避難に関する国・県、市町、住民の行動

『避難行動』 = 『命を守るための行動』

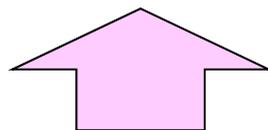
【住民】

市町村等からの情報を参考に、**自らの判断で避難行動**



【市町】

住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる**知識と情報を提供する**



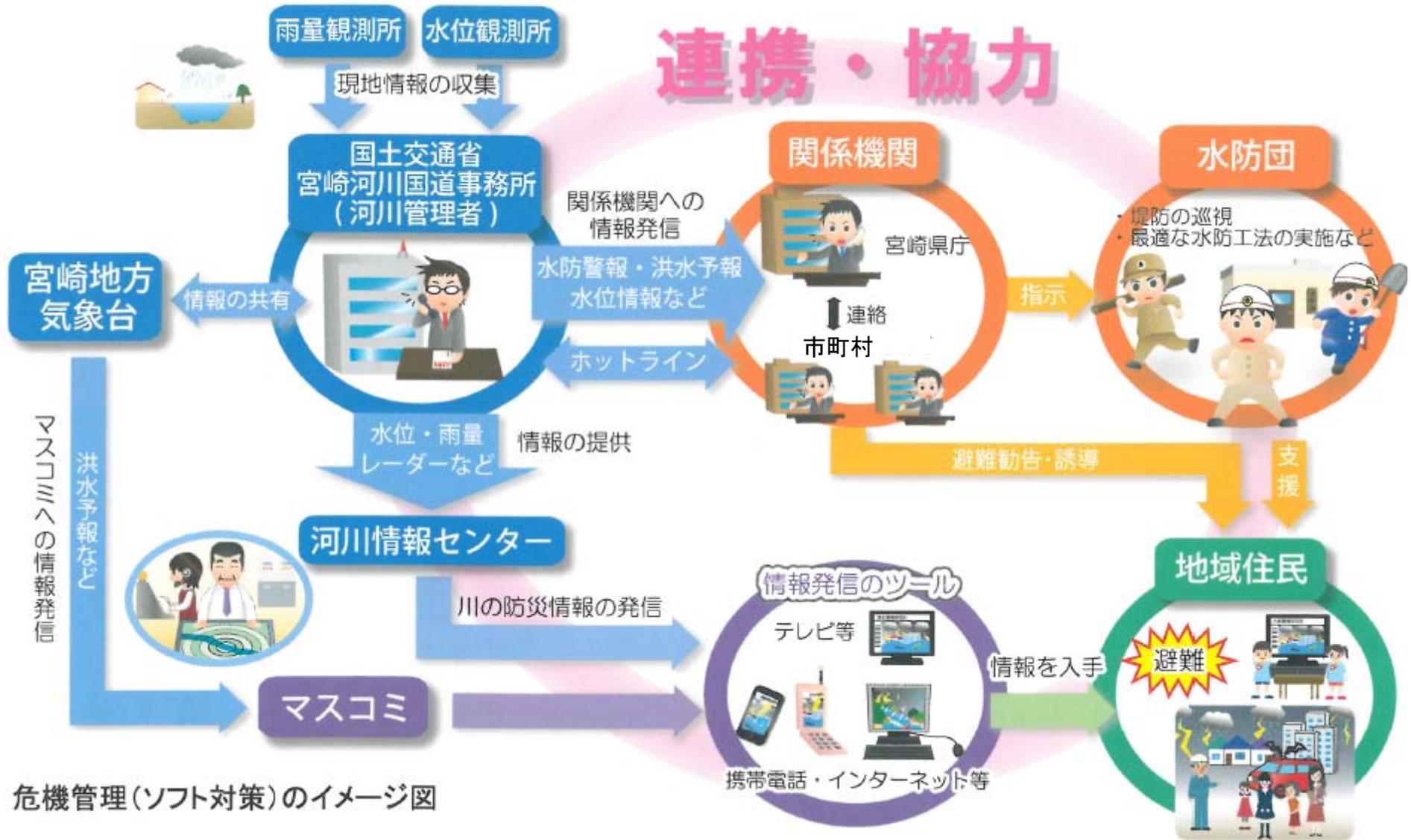
【国・県】

市町村長が避難勧告等の発令を**判断するための情報を具体的に示す**

避難に関する国・県、市町、住民の責務

	行動	責務	関連法律
住民	避難行動	自ら災害に備えるための手段を講ずる	災害対策基本法
市町	避難勧告 避難指示	住民の生命、身体及び財産を災害から保護	災害対策基本法
国土交通省 宮崎県	指定河川水位 周知	河川の水位を知事及び市長村に通知するとともに、必要に応じて一般に周知	水防法
国土交通省 宮崎県 気象庁	指定河川洪水 予報	河川の状況を知事及び市長村に通知するとともに、必要に応じて一般に周知	水防法 気象業務法
気象庁	予報、警報	予報及び警報をする場合は、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない	気象業務法

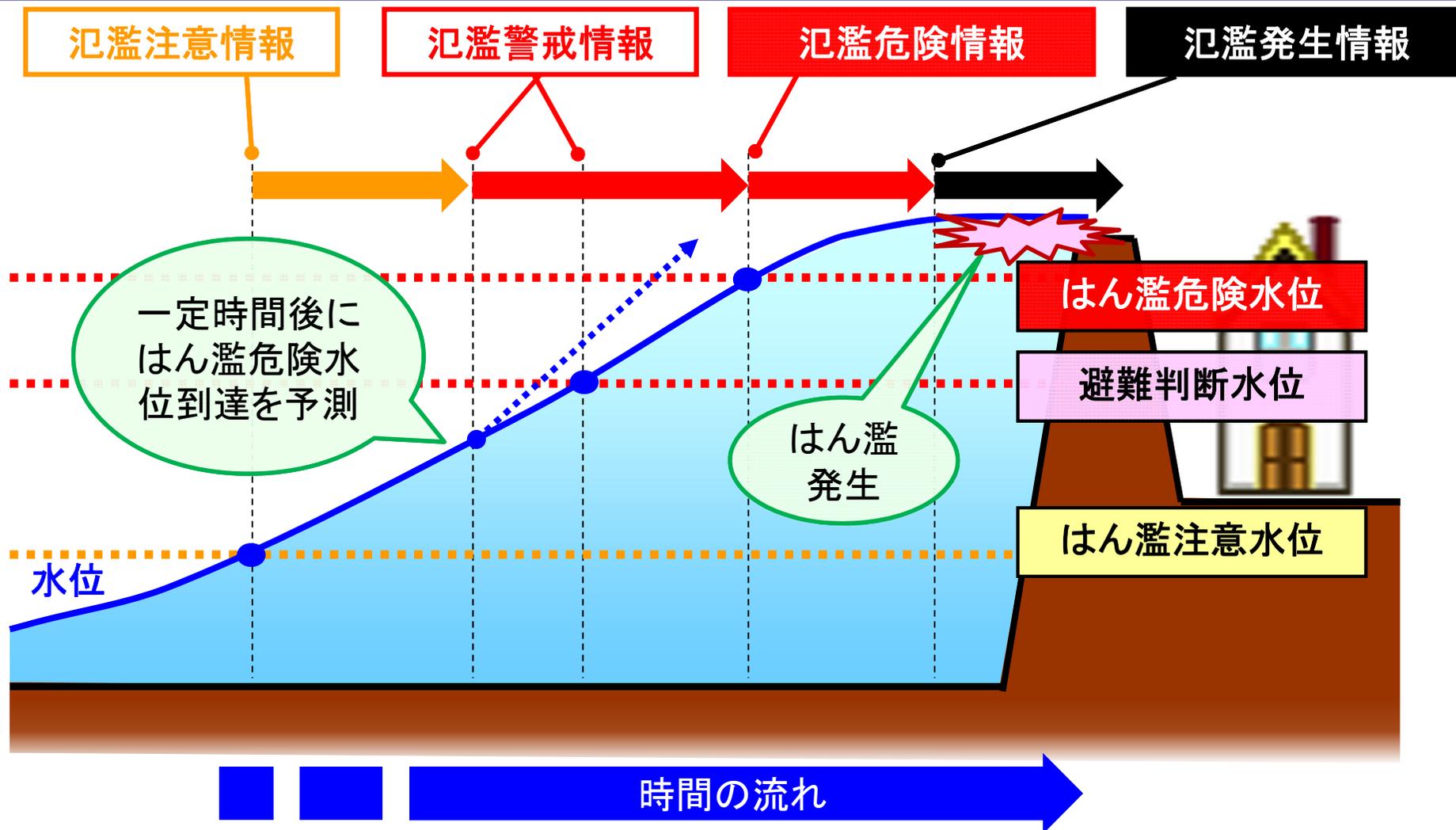
洪水予報・避難勧告等の流れ



危機管理(ソフト対策)のイメージ図

指定河川洪水予報

- 水防法に基づき、基準水位に到達するおそれがある場合など、水位の状況に応じて、宮崎河川国道事務所と宮崎地方気象台は共同で指定河川洪水予報を実施



指定河川洪水予報文

正規

〇〇川 はん濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒報（発表）
平成〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇気象台 共同発表

（見出し）

〇〇川では、はん濫危険水位（レベル4）に達する見込み

（主 文）

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇県〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時頃にはん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。川沿いの〇〇市、〇〇市、〇〇町のうち堤防の無い、または堤防の低い箇所などでははん濫のおそれがありますので市町村からの避難情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時～〇〇日〇〇時までの 流域平均雨量	〇〇日〇〇時～〇〇日〇〇時までの 流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	00日00時00分の状況	143.01				
	00日01時00分の予測					
	00日02時00分の予測					

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

現状の減災に係わる取組状況等 ②「水害に強い地域づくりのあり方について」（提言）

○平成17年9月出水を受け、「大淀川水系水害に強い地域づくり委員会」にて、流域全体で取り組むソフト対策の基本方針が提言された。

■ 大淀川水系水害に強い地域づくり委員会

大淀川水系水害に強い地域づくり委員会		(50音順)
<p>水害に強い地域づくりのあり方について (提言)</p> <p>平成18年8月17日</p> <p>大淀川水系水害に強い地域づくり委員会</p>	委員	井上 巖 宮崎県土地改良事業団体連合会副会長
	〃	岩切 康二 岩切環境技研(株)技術部長
	〃	海老原 邦子 宮崎県建築士会宮崎支部副支部長
	〃	川崎 好 宮崎県自治会連合会会長
	〃	木佐貫 ひとみ フリーパーソナリティ
	〃	繁竹 治顕 NHK宮崎放送局 放送部長
	〃	菅原 正之 UMKテレビ宮崎 報道部長
	委員長	杉尾 哲 宮崎大学教授
	委員	園田 米男 宮崎日日新聞社論説委員会副会長
	〃	出口 近士 宮崎大学工学部助教授
	〃	原田 隆典 宮崎大学工学部教授
	〃	本山 三明 宮崎県消防長会長
	〃	湯浅 和憲 MRT宮崎放送 ラジオ局長
	〃	吉川 忠男 宮崎県消防協会会長



提言書受け渡しの様子(H18.8.17)



委員会の様子

現状の減災に係わる取組状況等 ②「水害に強い地域づくりのあり方について」（提言）

■台風14号水害による課題の整理

1. 地域の課題
 - ①高齢者など災害時要援護者や地域全体の避難体制が不十分
 - ②避難経路・避難方法などの確認が不十分
 - ③多くの住民が家屋の浸水を未想定
 - ④避難場所において、食料等への過大な要求
 - ⑤新興住宅地において大きな浸水被害が発生
 - ⑥地域の水防団だけでは、十分な対応が困難
2. 情報連絡・情報提供の課題
 - ①自治会加入世帯の低下・情報連絡システムの未整備
 - ②防災情報を広報車等で提供する場合、暴風雨や雨戸を閉めた屋内では聞き取りにくく、情報が正確に伝わらない
 - ③防災情報提供において宮崎市を中心とした主要都市部の情報に偏り、地方部の情報提供不足
 - ④停電によりテレビやインターネットなどからの防災情報が入手不可
 - ⑤都市部において防災無線の低い整備。整備済み箇所でも施設の老朽化等の課題
 - ⑥避難場所・避難経路の情報が適切に提供されなかったため、特定施設への集中に伴う施設能力の限界、再移動に伴う危険な避難行動が発生
3. 自治体などの課題
 - ①避難勧告等の発令が遅れ、危険な状態に避難実施
 - ②指定避難場所が避難場所としての機能を発揮していない
 - ③災害時要援護者への情報提供、避難体制が不十分
 - ④ボランティア受け入れ体制の確保
 - ⑤防災拠点の浸水被害
4. まちづくりの課題
 - ①浸水実績の都市計画への反映
 - ②都市化による浸水被害の拡大
 - ③浸水した道路を利用した危険な避難
 - ④油流出による2次被害の発生

■水害に強い地域づくりの方向性

【基本理念】
リメンバー9.6 台風14号
～台風14号を教訓に～

1. 水害発生前の取組
 - ①水害に強い人づくりの推進
自助、公助、共助のバランスのとれた地域防災力の再構築
地域コミュニティの再構築、防災学習の推進
安全な避難経路や避難方法の確認
要援護者の磯方法検討
 - ②情報伝達のための環境づくりの推進
わかりやすい情報を多様な手段で提供
地域住民の情報共有化、地域情報連絡網の再構築
災害時要援護者の支援体制構築
 - ③水害に強いまちづくりの推進
地域住民自らが浸水に強い住み方への転換
雨水流出の抑制、安全な避難経路・避難場所の整備
 - ④水害に強い防災拠点づくりの推進
災害時における防災拠点、防災施設の機能確保
2. 水害発生中の取組
リアルタイムの防災情報、適切な避難情報の提供に基づき、住民自らの状況判断による迅速かつ安全な避難
3. 水害発生後の取組
関係機関・団体、企業等が連携した復旧体制の組織化
ボランティア受け入れ体制の確立
コーディネート体制の確立

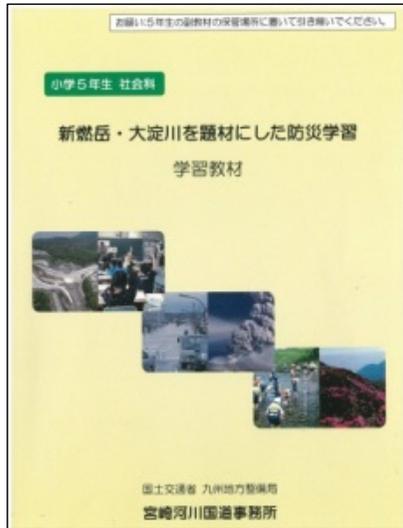
現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1) 1. 水害に強い人づくりの推進

②防災学習の推進

○小学5年生を対象とした「防災学習教材」を作成し、現在、流域内2校において試行的に授業の一環とした防災学習を実施しており、今後、他校にも展開していく予定である。また、教材データはHP上に公開しており、自由に活用できるようにしている。



教育委員会と協力して作成した
防災学習教材(H26)



防災学習の実施



宮崎市防災教育手引き書 (防災教育と関連した取組)

【防災教育と関連した取組の一覧①】

		目指す子どもの姿		指導例	
		② 自分で災害に遭っても、「率先して避難するとともに、他者を誘導することができる子ども」	③ 安全で安心な社会づくりのために、「地域の支援者となることのできる子ども」		
教科	国語	○自然との共生 ○自然の偉大さや恐ろしさ ○避難時における的確な判断	○避難場所への安全な避難	○安全な避難ルートへの誘導	【指導例1】(小3) 【指導例2】(小4) 【指導例3】(小5) 【指導例4】(小6) 【指導例5】(中1) 【指導例6】(中2)
	社会	○過去の地震や津波による被害 ○避難場所の確認 ○ハザードマップ ○自然災害を想定した構え	○過去の地震や津波による被害 ○避難場所の確認 ○ハザードマップ ○自然災害を想定した構え		【指導例1】(小4) 【指導例2】(小5) 【指導例3】(小6) 【指導例4】(中1) 【指導例5】(中3)
				○過去の災害と復旧、復興に向けた取組 ○自治体やボランティアの取組 ○生活を支えるライフライン	
			○防災意識の高揚 ○防災マップの作成 ○近くにある避難場所の確認	○近くにある避難場所の確認	
				○共生社会の形成	

宮崎市教育情報サイト アイビーネットより

現状の減災に係わる取組状況等

③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1) 1. 水害に強い人づくりの推進

③自主防災組織の結成と積極的活動 (地域防災マップの作成及び避難訓練の実施)

○平成27年8月23日「正手地区防災訓練」
 目的 総合的な防災訓練
 内容 起震車、応急手当訓練、バケツリレー、
 自主防災資機材取扱訓練、防災展示等
 参加人員 約120名(地域住民、地元消防団)



自治会マップ(宮崎市 太田北・太田南・中村・大淀団地自治会)



避難訓練の状況(宮崎市)

○平成28年1月25日「内海地区防災訓練」
 目的 避難経路、時間、行動の確認、検証
 内容 津波避難訓練、防災講話
 参加人員 約100名(地域住民、内海小学校生徒)

現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)1. 水害に強い人づくりの推進

④防災リーダーの育成

防災訓練の実施



水防工法の実習



水難救助訓練の様子

宮崎市総合防災訓練(平成19年9月2日)

宮崎県地域防災士養成研修(H27)

	研修内容	講師等
9:00 ～ 9:30	受付	事務局(宮崎県防災士ネットワーク)
9:30 ～ 9:50	開講式・オリエンテーション	事務局(宮崎県防災士ネットワーク)
9:50 ～ 10:50	(講義Ⅰ)60分 ・なぜ、今、防災士なのか ・近年の自然災害に学ぶ ・行政(宮崎県)の災害対応	宮崎県防災士ネットワーク各支部 (又は県危機管理課)
休憩(10分)		
11:00 ～ 12:00	(講義Ⅱ)60分 ・地域の自主防災活動 ・身近でできる防災対策	宮崎県防災士ネットワーク各支部 (+市町村防災担当者)
昼食・休憩(60分)		
13:00 ～ 17:00	(講義Ⅲ)240分 ○災害図上訓練 ・風水害DIG ・地震津波DIG ・自宅周辺DIG	地域安全学会 顧問 宮本 英治 氏
休憩(10分)		
17:10 ～ 17:15	閉講式 ・履修証明書の交付	事務局(宮崎県防災士ネットワーク)
17:15 ～	受験申込手続 ・受験申込書の記入 ・3,000円の支払	事務局(宮崎県防災士ネットワーク)

水害発生前の取組

(1)1. 水害に強い人づくりの推進

④防災リーダーの育成

住民を交えた合同巡視の開催

水防活動を円滑に行うために、出水期前に重要水防箇所や水防資材の場所等を関係機関合同で確認する「合同巡視」を、地域防災力の向上と防災リーダーの育成を図る意味から、住民を交えて実施するようにしています。



合同巡視(H28.5.23)

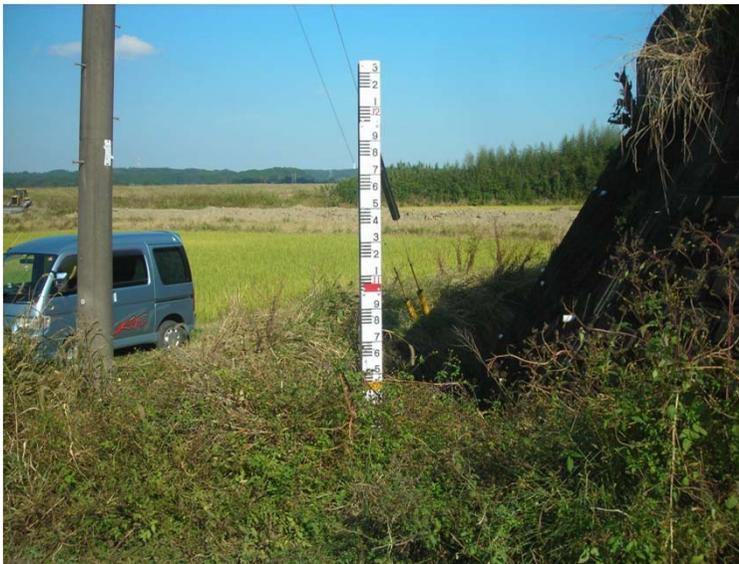
現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)2. 情報伝達のための環境づくりの推進

②浸水モニター制度の導入 (宮崎市の事例)

大雨時に浸水が生じる代表箇所に量水標を設置するとともに、内外水位監視員制度を開始した。
迅速に各地の浸水状況を把握することで、時期を逸さない避難情報の発令・避難誘導を行える取組を行っている。

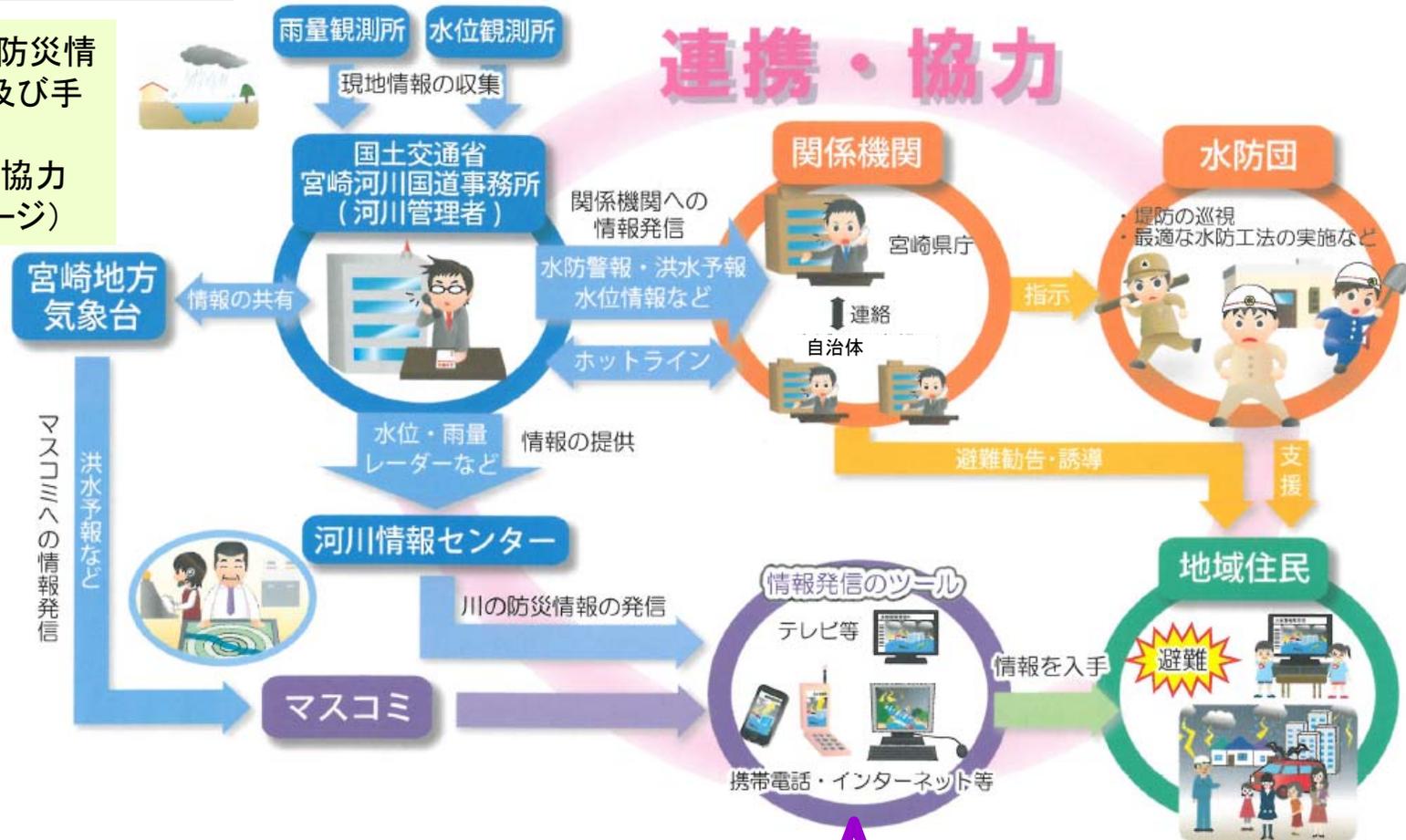


現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)2. 情報伝達のための環境づくりの推進

④迅速かつ確実な防災情報・避難情報伝達及び手段の多様化
(危機管理の連携・協力及び情報提供イメージ)



<p>九州防災ポータルサイト パソコン</p> <p>九州防災ポータルサイト</p> <p>川の防災情報 (雨量・水位など)</p> <p>気象情報</p> <p>雨量レーダー (XRAIN)</p> <p>台風情報</p> <p>ライブカメラ</p> <p>土砂災害危険度情報</p>	<p>地デジによる河川防災情報 テレビ</p> <p>地デジによる河川防災情報</p> <p>河川水位・雨量</p> <p>河川水位・雨量</p> <p>河川水位・雨量</p> <p>河川水位・雨量</p>	<p>河川情報アラームメール 携帯電話</p> <p>河川情報アラームメール</p> <p>携帯電話</p> <p>河川情報アラームメール</p> <p>携帯電話</p> <p>河川情報アラームメール</p> <p>携帯電話</p>	<p>九州川標 (かわしるべ) プロジェクト</p> <p>九州川標 (かわしるべ) プロジェクト</p> <p>水位危険度レベル</p> <p>川の標識</p> <p>水位危険度レベル</p> <p>川の標識</p>
--	--	---	--

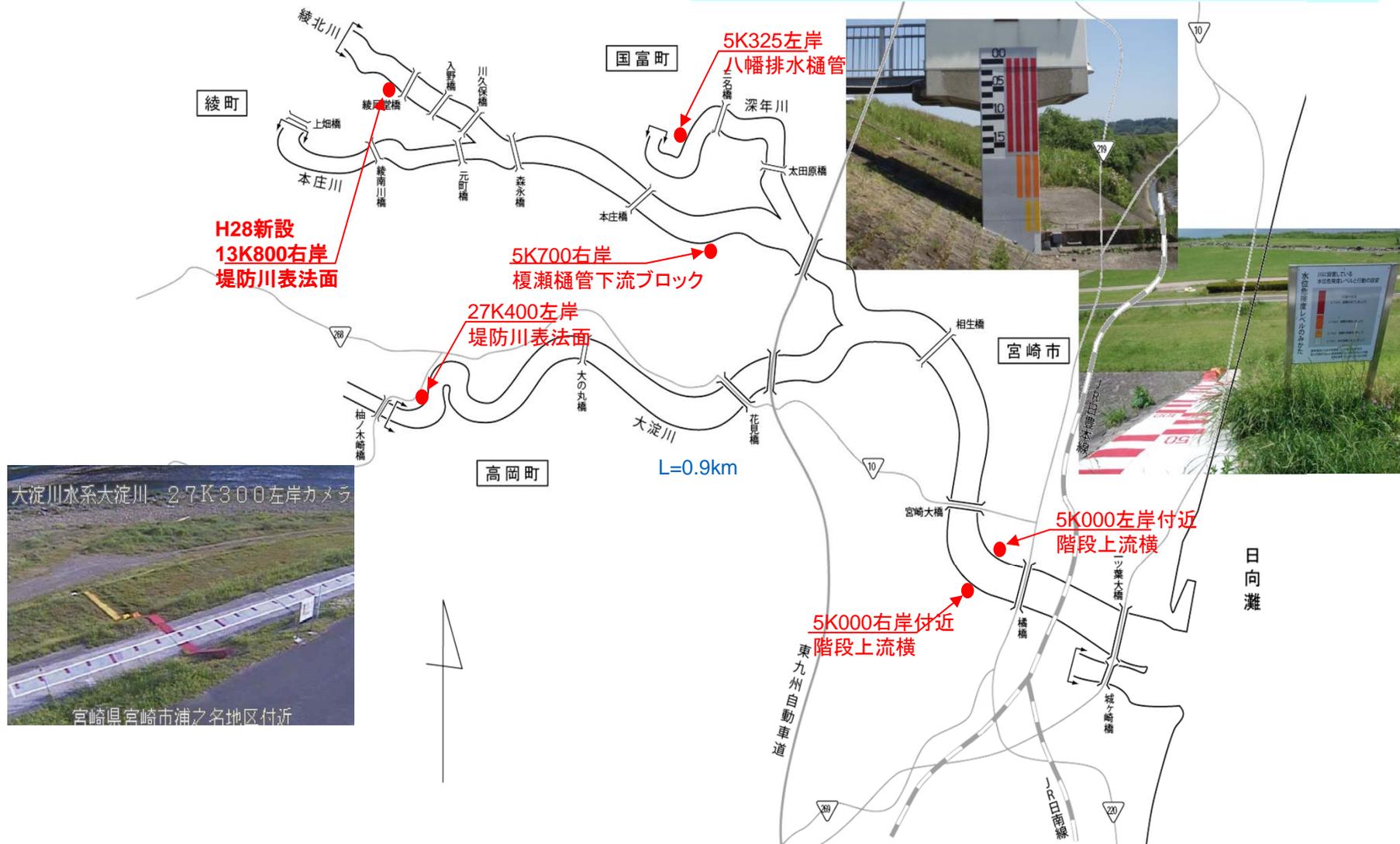
現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)2. 情報伝達のための環境づくりの推進

④迅速かつ確実な防災情報・避難情報伝達及び手段の多様化(水位危険度レベル標示)

危険度レベルを示した水位標を川の中に標示し、目視やカメラ映像による現地状況の確認が、よりわかり易くなるようにしています。水防活動以外にも、日頃から住民の皆様を知って頂くため、説明看板を合わせて設置しています。(6カ所)



水害発生前の取組

(1)2. 情報伝達のための環境づくりの推進

浸水情報看板の設置

⑤学習会等による災害情報の共有

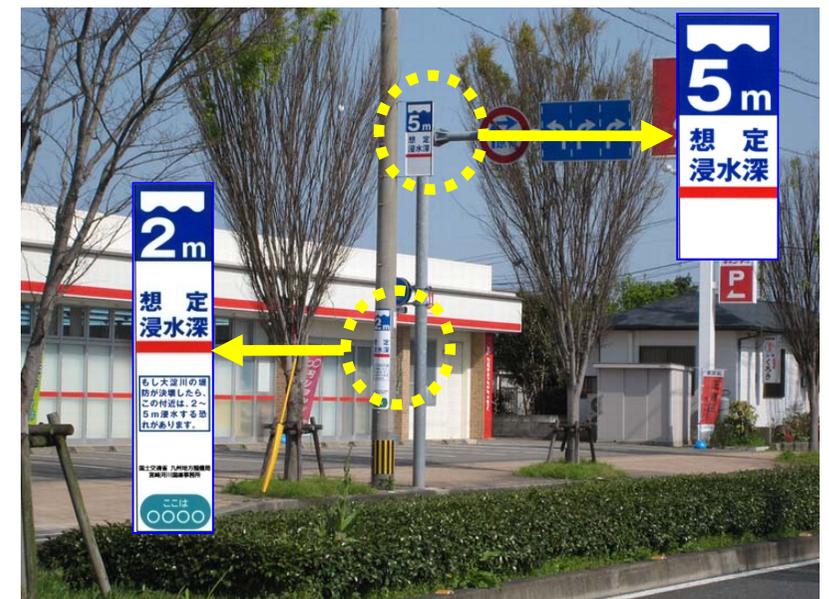
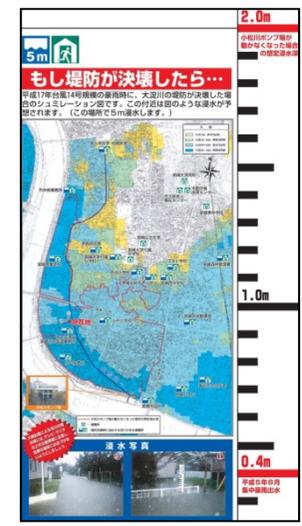
防災手帳の作成



「防災手帳」を作成・配布し、いざという時に役立つ情報をすぐに見る事が出来るようにしています。



日常時には洪水を知ってもらい、非常時には状況判断の一助となるよう、浸水情報看板を設置しています。



現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)2. 情報伝達のための環境づくりの推進

⑤学習会等による災害情報の共有

防災・減災を考えるシンポジウム(H27.6.14)

平成17年9月台風14号大水害10年経つ

あの大洪水を忘れない。
備えあれ、あの大洪水を忘れない。

のべおかの防災・減災を考えるシンポジウム

平成27年6月14日(日)13:00-16:50

野口記念館

入場無料

紙面インタビュー(H27.10.23)

平成17年台風14号水害から10年

教訓生かし地域を守る

迅速対応へ整備強化

事前の備え心掛けて

後方支援 負荷減らす

常時想定外意識を

情報集め被害最小に

防災パネル展(H27.7.27~11.6)



現状の減災に係わる取組状況等 ③提言を踏まえた取組

水害発生前の取組

(1)3. 水害に強いまちづくりの推進

⑤土地利用規制、災害危険区域の指定等適切な土地利用への誘導

○宮崎市災害危険区域に関する条例

第11類 建設/第1章 土木

○宮崎市災害危険区域に関する条例

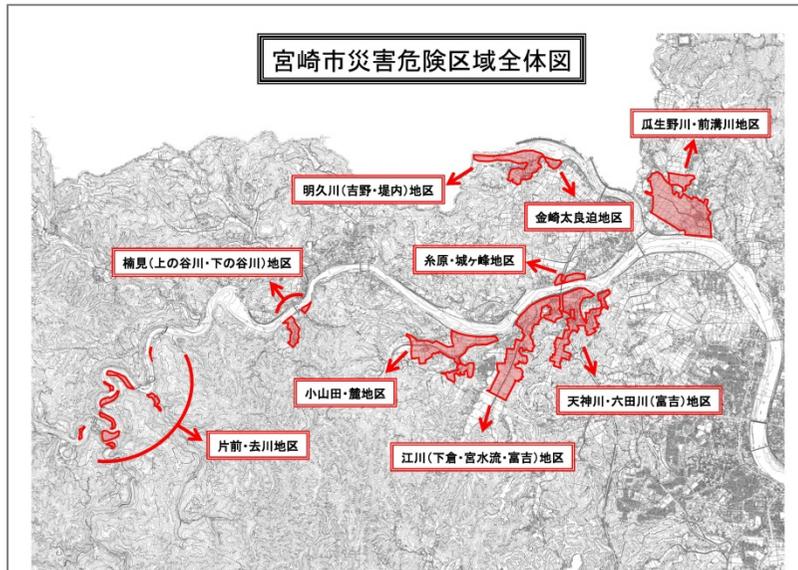
平成18年12月25日条例第88号

目次

標題
発令
目次

- 第1条(趣旨)
- 第2条(定義)
- 第3条(災害危険区域の指定等)
 - 2
 - 3
 - 4
 - 5
- 第4条(建築の制限)
 - 2
- 第5条(委任)

制定附則



宮崎市災害危険区域に関する条例

平成18年12月25日
条例第88号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)の定めるところによる。

(災害危険区域の指定等)

第3条 法第39条第1項の災害危険区域は、河川の出水による危険の著しい区域として市長が指定する区域とする。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係住民の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定による指定をするときは、当該区域を公示し、当該区域を記載した図書を一般の縦覧に供しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によって、その効力を生ずる。

5 第2項から前項までの規定は、第1項の規定による指定の変更及び解除について準用する。

(建築の制限)

第4条 災害危険区域内においては、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他の居室(居住のために使用する居室をいう。以下同じ。)を有する建築物並びに病院(病室を有する診療所を含む。以下同じ。)及び児童福祉施設等(令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する建築物であって、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の認定を受けたものでなければ、建築してはならない。

(1) 規則で定める災害危険設定水位(以下「災害危険設定水位」という。)以下の部分に居室を有しない建築物(病院及び児童福祉施設等を除く。)

(2) 主要構造部(屋根及び階段を除く。以下同じ。)が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、災害危険設定水位以下の部分に病室又は居室を有しない病院

(3) 主要構造部が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、災害危険設定水位以下の部分に寝室(入所する者の使用するものに限る。)又は居室を有しない児童福祉施設等

(4) 法第85条第2項の応急仮設建築物若しくは仮設建築物又は同条第5項の規定により市長の許可を受けた仮設建築物

2 市長は、災害防止上特に支障がないと認めるときは、前項に規定する建築の制限を緩和することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

宮崎市HPより

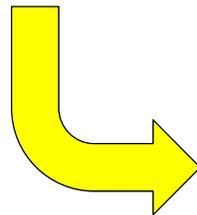
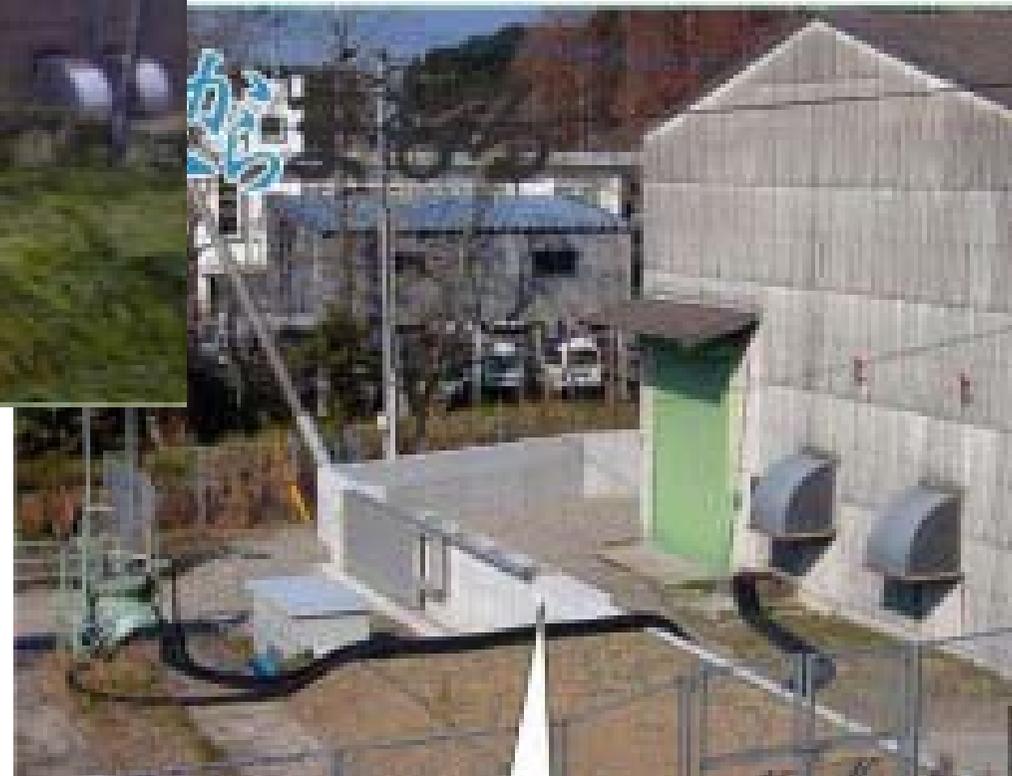
水害発生前の取組

(1)4. 水害に強い防災拠点づくりの推進

②浸水時における公共施設、ライフライン等の機能維持対策



防水壁の設置(飯田川排水ポンプ場)



水害発生中の取組

②住民自らが判断できるわかりやすく迅速なリアルタイム防災情報等の提供

国土交通省 九州地方整備局

みずさいがい 水災害情報提供の取組み

九州防災ポータルサイト パソコン

川の防災情報 (雨量・水位など) 気象情報

雨量レーダー (XRAIN) 台風情報

ライブカメラ 土砂災害危険度情報

河川情報アラームメール 携帯電話

あ、メールだ!

〇〇〇〇時〇分
〇〇川の〇〇観測所 (XX町付近)が、水位危険レベルを突破しました。

【ご登録は以下の方法で】
空メールの送信
kasenalarm-entry@qsr.mlit.go.jp

地デジによる河川防災情報 テレビ

dNNK 河川水位・雨量

約川 上約川観測所 1.16m はらん注意水位

約川	大瀬川	多々良川	柳井川	橋井川	那珂川	空見川	富山川
上約川	宮田川	雨水川	山王川	橋田川	田原川	下日位	橋本川
1.16m	0.78m	0.3m	1.31m	0.04m	0.77m	欠測	1.16m
							0.51m

河川巡視



堤防などに異常な状況が発見した場合は、速やかに安全を確保するための対応を実施

水害発生中の取組

②住民自らが判断できるわかりやすく迅速なリアルタイム防災情報等の提供

情報の伝達経路

大雨や洪水に関する注意報や警報、避難準備情報・勧告・指示は、以下のような経路で皆さんに伝達します。

◆気象情報 (気象庁宮崎地方気象台)

- 大雨注意報
- 洪水注意報
- 高潮注意報
- 大雨警報
- 洪水警報
- 高潮警報

◆水防警報を行う河川海岸情報 (国土交通省、宮崎県)

- 大淀川・本庄川・大谷川
- 八重川・新別府川・瓜田川
- 清武川・加江田川・石崎川
- 一ツ瀬川・宮崎市沿岸全域

報道機関

避難準備情報
避難勧告
避難指示

宮崎市水防本部
宮崎市災害対策本部

報道機関
宮崎市防災メール
ケーブルテレビ
コミュニティFM
広報車・拡声器
消防車両
防災行政無線 等

市民の皆さん

宮崎市防災メールを登録しましょう。

災害時に、自宅・職場のパソコンや、携帯電話へ避難に関する情報・気象情報等を配信します。(事前に登録が必要です。)

■登録方法: 宮崎市役所ホームページからお進みください。

パソコン

<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>



携帯電話

<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>



テレビやラジオから災害情報を入手しましょう。



台風接近時など、災害が起こる恐れのあるときなどは、市の災害対策本部から宮崎ケーブルテレビチャンネル3で災害に関する情報を発信します。また、宮崎サンシャイン

FM(76.1MHz)では、宮崎市の災害に関する情報を優先的に放送します。

宮崎ケーブルテレビ (アナログ: 3ch)
(デジタル: 003ch)

宮崎サンシャインFM(76.1MHz)



宮崎市HPに掲載されている「宮崎市洪水ハザードマップ」より

水害発生後の取組

①地域間の相互支援の実施

**県民がつくる
宮崎防災ネットワーク**

- 設立…平成18年7月6日
- 構成…NPO県民ボランティア協会
県内企業
- 目的…関係機関・団体などのネットワークで、企業が有する人的・物的資源などを生かした救援体制を整備。

☎0985-29-2949

**SVCみやざき
災害時救援ボランティアコーディネーター**

- 設立…平成17年10月17日
- 構成…宮崎市のSVC養成塾修了生32名により構成
- 目的…情報を共有しあうことで、災害時、ボランティアにより適切な指示などを与えること。

☎0985-20-8777

**日本赤十字社
県支部**

- 設立…平成18年5月21日
- 構成…日本赤十字社宮崎県支部
(団員を一般住民から募集)
- 目的…ボランティアセンターの運営、被災者への救援物資搬送、避難所の支援、義援金の受付など。

☎0985-22-4045

**みやざき災害復興支援
ネットワーク**

- 設立…平成17年9月25日
- 構成…宮崎県内のNPO法人
ボランティアのネットワーク
- 目的…平成17年の台風14号での要支援者を対象に、ボランティアで可能なサービスを行う。

☎050-6620-8379

宮崎県内で活動する
主な防災ボランティア団体の案内

②ボランティアのコーディネーター体制の確立

**防災
取り組み** **ボランティアについて**

被災した住民だけでは限界のある復旧活動に、災害ボランティアの果たす役割と重要性が年々高まってきています。

宮崎県内の災害ボランティア

平成17年の台風14号被災時には、センターが設置され、多くの災害ボランティアが復旧活動に尽力してくれたことは、報道などで目にした方もいると思います。

このように、豊かな社会づくりを目指して「自分にできること」を考え行動している方は、平成18年度現在、全国で150万人にのびます。

宮崎県内では、さらに多くの方が安心して災害ボランティアに参加していただくため、活動中(学協会など)の方が一歩の事故やけがなどをボランティア保険に加入し、補償しています。

各市町村にボランティアセンター等が設置されています。

ボランティア4つの原則

自発性	他から強制されて行うのではなく、自分から進んで活動する
非営利性	利益のとしての報酬や成果、地位を求めない
平等性	国籍や年齢で優遇されないために、市民として自ら解決策を模索し活動する
社会性	市民参加により地域社会をより豊かにしていくとする活動

ボランティアに関する問い合わせ

宮崎県ボランティアセンター
☎ 0985 (26) 0539
<http://www.bure-vola.org/v-center/index.html>

ボランティア活動に参加できる方、ボランティアを必要とする方からの相談を受けつけています。また、講座や研修、機材や保険などの支援、ボランティアに関する講演などを行い、県内のボランティア活動をバックアップしています。

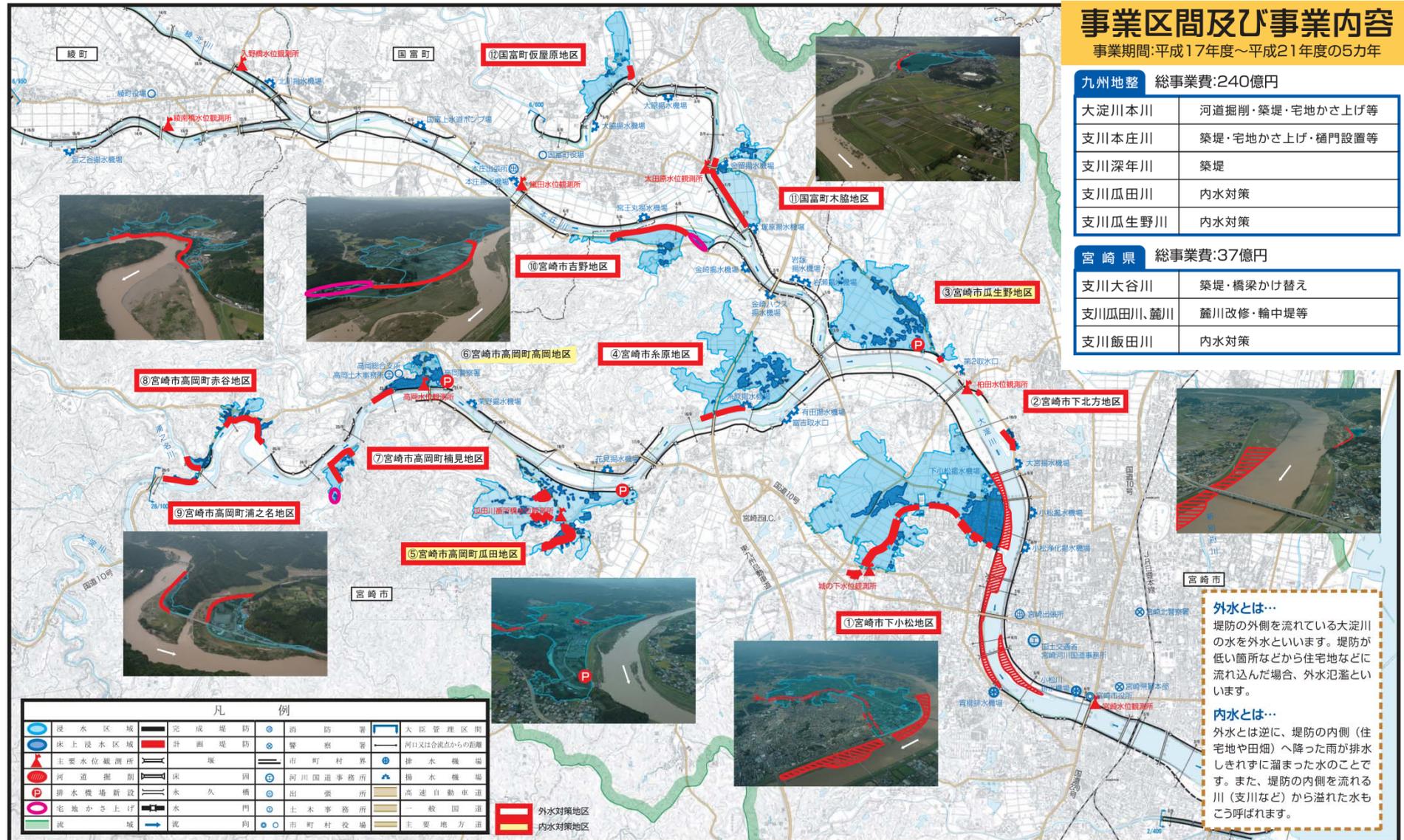
水害に強い地域づくり

水害に強い地域を目指して、今できること
～平成17年台風14号水害を教訓に～

ボランティアに関する紹介
(「防災手帳～水害に強い地域づくり～ 国土交通省」より)

現状の減災に係わる取組状況等 ④平成17年激特事業について

再び平成17年9月の台風14号と同等の大雨が降っても大きな被害が発生しないよう、平成21年度までの5力年で277億円(国土交通省:240億円、宮崎県:37億円)の予算をもって「大淀川水系激甚災害対策特別緊急事業」が行われました。この事業では、堤防などのハード整備により浸水被害を少なくするとともに、地域との連携により地域防災力を高める取組を実施しました。また、まちづくりの段階からの取組や、住民が分かりやすい防災情報の提供などのソフト対策を行い、水害に強いまちづくりを目指しました。

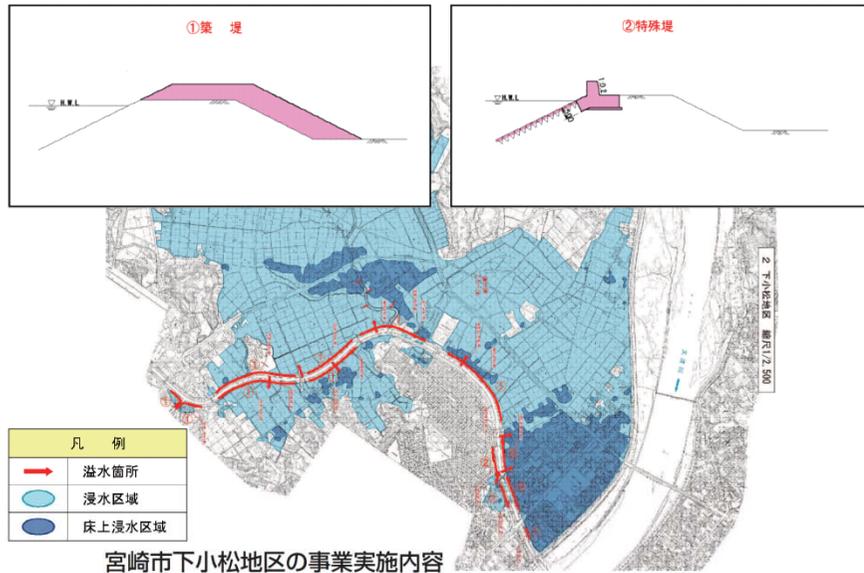


現状の減災に係わる取組状況等 ④平成17年激特事業について

激特事業ではさまざまな対策が行われました。(一部事例のご紹介)

宮崎市下小松地区事例

本地区においては、大淀川の計画高水位に合わせて支川大谷川の堤防を高くし、樋管を作りました。また、大谷川雨水ポンプ場（宮崎市）においては耐水化工事が行われ、治水安全度が向上しました。



新聞記事掲載内容

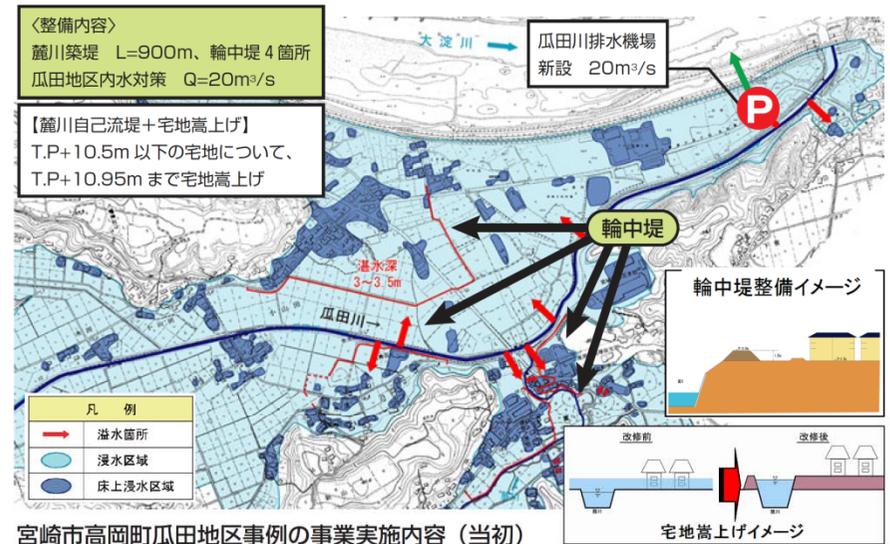
※出典：みずからまもるNEWS特別号(平成20年8月)

宮崎市高岡町瓜田地区事例

(大淀川右岸 18k000 付近)

本地区においては、宮崎県と国土交通省が一体となって事業が行われ、大雨となっても以前に比べ支川瓜田川の水位を1.53m下げる効果があります。

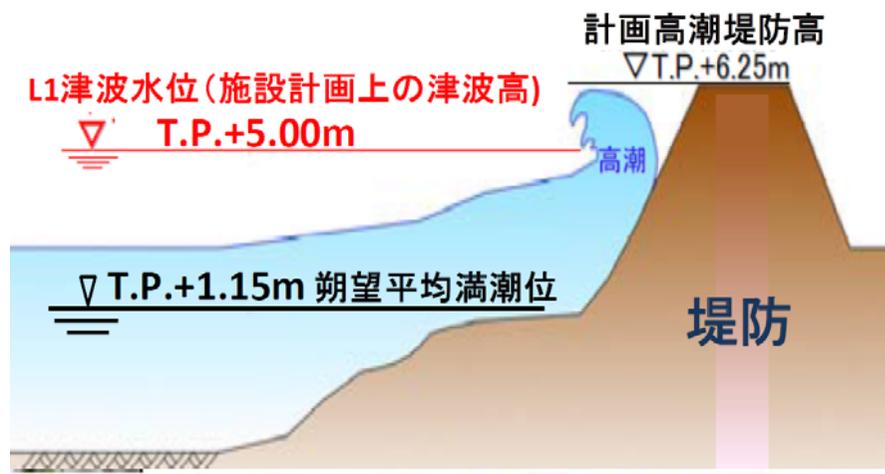
宮崎県事業として：麓川における河川改修、輪中堤・宅地高上げ、ポンプ規模の精査
国土交通省事業として：景観に配慮した瓜田川排水機場(20m³/s)の新設



現状の減災に係わる取組状況等 ⑤今後の河川整備について

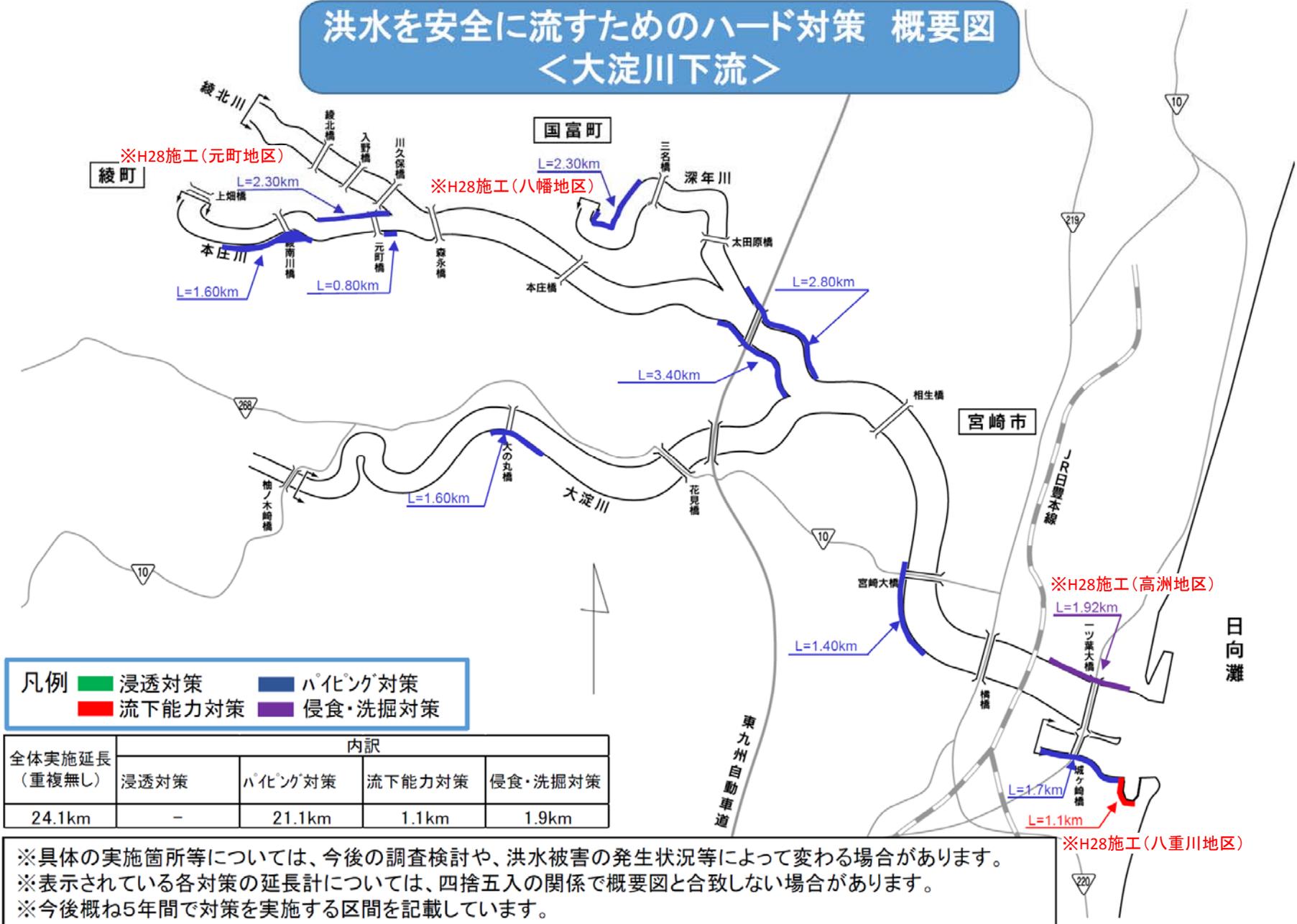
- ・大淀川支川八重川の周辺には空港、大学、病院、商業施設等が集積。
- ・住宅地周辺は、標高が低く、無堤箇所であることから津波による浸水被害の恐れ。
- ・東日本大震災以降、洪水や高潮、大規模地震による津波等の防災に対する関心が高まった。
- ・宮崎県と調整を行うとともに構造や環境への影響について検討を行い、現在、津波・高潮対策として築堤工事を実施中。

大淀川下流部唯一の無堤箇所



現状の減災に係わる取組状況等 ⑤今後の河川整備について

洪水を安全に流すためのハード対策 概要図 <大淀川下流>



現状の減災に係わる取組状況等 ⑤今後の河川整備について

危機管理型ハード対策 概要図 ＜大淀川下流＞



※具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合があります。
 ※危機管理型ハード対策と併せて、住民が自らリスクを察知し、自主的に避難できるようなソフト対策を実施予定です。
 ※表示されている各対策の延長計については、四捨五入の関係で概要図と合致しない場合があります。
 ※今後概ね5年間で対策を実施する区間を記載しています。

大淀川水系河川整備基本方針と河川整備計画の改定

観測史上最大規模となった平成17年洪水等を踏まえ、現在、河川整備基本方針を改定作業中。6月末に策定の見込みであり、引き続き河川整備計画を策定し、さらなる事業展開を図る予定。

減災のための目標(案)について

平成17年台風14号災害と「水害に強い地域づくりのあり方について」

【宮崎県内被害】

平成17年台風14号は、三股観測所(大淀川水系)で1,356mm、神門観測所(小丸川水系)で1,219mmの連続降雨を記録するなど、3日間で年間降水量の1/3を超える降雨をもたらした。その結果、県内全域で全壊1,136棟、半壊3,381棟、一部損壊306棟、床上浸水1,405棟、床下浸水2,958棟の計9,186棟となる極めて甚大な被害をもたらした。

【大淀川・小丸川の被害】

大淀川・小丸川水系においても計画上の設計水位(計画高水位)に対し、宮崎市街部で約50cm(約11時間)、高鍋市街部で約30cm(約6時間)を超過する等、観測史上最大の流量を記録した。その結果、大淀川水系では浸水面積3,321ha、浸水家屋4,706戸(床上3,834戸、床下872)、小丸川水系では浸水面積178ha、浸水家屋241戸(床上32戸、床下209)となる多大なる浸水被害が発生。

【大淀川の被害から提言へ】

平成17年9月台風が宮崎県内に甚大な被害をもたらせたことを契機に、学識者やマスコミ、民間の防災関係者ら14名による「大淀川水系水害に強い地域づくり委員会」が組織され、4回の会議を経て平成18年8月に提言書がまとめられた。提言は、水害発生前、発生中、発生後に分けられ、特に発生前に関し、①ひとづくり②情報伝達③まちづくり④防災拠点に分けた具体的な提言であった。この提言に基づき、国、県、市、防災関係者はこの浸水被害を軽減するハード対策、地域自らが迅速で確実な避難行動をとるためのソフト対策をこれまで行ってきた。

大淀川（下流地区）における水害の特徴

- ①広い背後地となる宮崎平野を貫流することから、一旦、氾濫が発生すると、**広域かつ拡散型の浸水被害が発生。**
- ②広域な浸水域は避難経路の長距離化と交通網の麻痺を招き、避難を困難化させることから、**迅速・的確な情報発信と確実な避難開始が必要。**
- ③また、浸水域には、県中枢機能を担う行政、経済、医療、教育、擁護施設等が立地する市街地中心部が含まれるため、浸水による**被害の最小化と早期復興が必要。**

水防災意識の現状

平成17年台風14号災害から10年が経過し、その間に大規模水害の発生もなかったことから、**特に被災を直接受けなかった住民の記憶の風化や、災害時にまだ生まれていない子供達等へ向けた防災教育が課題**となっている。

取組目標（案）【大淀川下流】

■5年間で達成すべき目標

大淀川の大規模氾濫に対し地域防災力を高め「水害に強い地域づくり」を目指す
～ 宮崎市街地をはじめとする広域的な浸水被害に対し
「安全な場所への確実な避難」「県下中枢機能として被害の最小化」を図る ～

■上記目標達成に向けた3本柱の取組

1. 現在までに進めてきた提言「水害に強い地域づくりのあり方について」をもとにした取組について、水防災意識再構築に向けた再検討と、さらなる推進を図る
2. 人づくり・組織づくりによる情報が「つたわる」環境と地域で避難する体制の充実、そして子供たちへの水防災学習推進の取組
3. 大規模洪水に対し被害を最小にするハード整備に加え、ライフライン等「まち」の機能を早期に回復する取組

今後のスケジュールについて

平成28年度

■協議会(本日) 平成28年6月1日 (大淀下流)

- ・規約確認
- ・取組状況の確認
- ・目標の策定
- ・スケジュールの確認

□協議会及び幹事会

- ・現状の取組状況の共有
- ・「水害に強い地域づくりのあり方について」(提言)の再検討
- ・提言を基にした取組方針の検討・作成(8月頃を目途)
- ・取組方針実施に向けた検討

平成29年度以降

□協議会

- ・取組状況の確認等
- ・取組方針のフォローアップ

※現時点での予定であり、変更の可能性があります。